

子ども・子育て支援事業計画の骨子案について

第Ⅰ部 総論編

第1章 子ども・子育て支援事業計画について

- 1 計画の趣旨・位置付け
- 2 検討過程、計画期間、他の計画との関係 など

第2章 秋田市における子ども・子育て支援の実施に関する基本的事項

- 1 子どもの育ちおよび子育てをめぐる環境
- 2 子どもの育ちおよび子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 3 子ども・子育て支援施策の実施方針 など

第Ⅱ部 各論編

第1章 教育・保育、子育て支援の総合的かつ計画的な提供

1 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案し、中央地域・東部地域・西部地域・南部地域・北部地域・河辺地域・雄和地域の7地域とする。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

(イメージ：実際の計画では、地域別の量の見込みと確保方策についても記載)

【秋田市全域】		平成27年度					…	平成31年度
必要利用定員総数 (量の見込み)		1号	2号 (保育)	2号 (教育)	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	…	…
		2,324	2,677	1,137	2,423	1,129	…	…
確保の 内容	教育・保育施設	6,835	2,502	※	1,721	761	…	…
	地域型保育事業				0	0	…	…
	認可外施設	0	276	0	328	84	…	…
不足数		0	0	0	374	284	…	…

※2号(教育)の確保方策は、1号に含めることができるとされている。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

(イメージ：実際の計画では、各事業ごとに記載)

地域子育て支援拠点事業	平成27年度	…	平成31年度
量の見込み	116,052人	…	102,612人
確保の内容	110,000人 (5カ所)	…	112,000人 (7カ所)
不足数	6,052人	…	0人

4 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進

第2章 子育て支援施策の円滑な利用に向けた取り組み

- 1 育児休業等からの復帰後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門知識・技術を要する社会的養護等に関する連携体制
- 3 ワーク・ライフ・バランスに必要な雇用環境の整備に関する連携体制
- 4 計画の推進体制の確保 など

※第2章については、今夏に国から示される予定の次世代育成支援行動計画策定指針に基づき決定する本市の次期行動計画策定方針の内容に応じて変更があり得る。